

北名古屋市監査公表第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第 12 項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和元年 12 月 25 日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 大 野 厚

31北児第 267 号

令和元年12月20日

北名古屋市監査委員 大野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 大野 厚 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和元年11月15日付け31北監第72号で財政援助団体等監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

1 【指摘事項】

＜特定非営利活動法人アット・ユア・ホームひよッコ及び株式会社ワンネス＞
市への提出書類や契約書について、字句の誤りや記入漏れがあった。

＜所管課：児童課＞

市が受領する書類について、記入内容を確認し適正な指導をすること。

2 【措置状況】

＜特定非営利活動法人アット・ユア・ホームひよッコ及び株式会社ワンネス＞
指摘事項については、今後、十分な注意を払ったうえで提出するよう指導しました。

＜所管課：児童課＞

指摘事項については、今後、適正な手続き及び事務処理に努めます。

3 【監査委員意見】

＜所管課：児童課＞

感染症対策のため、学校保健安全法施行規則に基づき取扱いをしていることについて、規定するよう検討されたい。

4 【措置状況】

＜所管課：児童課＞

意見については、内容及び運用を精査し、検討します。